

一般社団法人栃木県薬剤師会
国民の保護に関する業務計画

令和 8 (2026) 年 5 月
一般社団法人栃木県薬剤師会

目 次

第1章 総 則	1
第1節 国民保護法における本会の位置づけ	1
第2節 業務計画の位置づけ、目的等	1
第3節 基本方針	2
第2章 平素からの備え	2
第1節 活動体制の整備	2
第2節 関係機関との連携	3
第3節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備	3
第4節 管理する施設等に関する備え	3
第5節 医療の提供に関する備え	3
第6節 訓練の実施	3
第3章 武力攻撃事態等への対処	3
第1節 県国民保護対策本部の設置に伴う対応	3
第2節 活動体制の確立	4
第3節 安全の確保	5
第4節 関係機関との連携	5
第5節 警報又は避難措置の指示等の伝達	5
第6節 管理する施設等の適切な管理及び安全確保	5
第7節 医療の提供の確保	5
第4章 復旧等	5
第1節 応急の復旧	5
第5章 緊急対処事態への対処	6
第1節 緊急対処事態への対処	6

第1章 総則

第1節 国民保護法における本会の位置づけ

1 指定地方公共機関への指定

一般社団法人栃木県薬剤師会（以下「本会」という。）は、栃木県知事（以下「知事」という。）が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第2項に基づき、令和8年2月24日付け危管第458-3号により指定された指定地方公共機関である。

2 指定地方公共機関の責務

指定地方公共機関である本会は、国民保護法第3条第3項及び第172条第3項に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、同法で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を実施する。

第2節 業務計画の位置づけ、目的等

1 業務計画の位置づけ及び目的

- (1) 本会の国民の保護に関する業務計画（以下「業務計画」という。）は、国民保護法第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、本会の業務に関し、栃木県の区域において実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置について定める。
- (2) 業務計画は、国民保護法その他の関係法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び栃木県国民保護計画（平成30年6月。以下「県計画」という。）を基準として作成する。

2 業務計画に定める事項

業務計画には、国民保護法第36条第3項及び182条第2項の規定に基づき、次の事項を定める。

- (1) 本会が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 国民保護措置及び緊急対処保護措置を本会が実施するための体制に関する事項
- (3) 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関する本会と関係機関との連携に関する事項
- (4) その他国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関して必要な事項

3 業務計画の見直し、変更手続き

- (1) 業務計画は、適時内容についての検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告する。
- (2) 業務計画の変更に当たっては、本会会員を代表する関係役員等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努める。
- (3) 業務計画を変更するため必要があると認めるときは、国、地方公共団体並びに

指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係者に対し、情報の提供ほか必要な協力を求める。

第3節 基本方針

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民保護法その他の法令、基本指針、県計画及び業務計画に基づき、国民の協力を得つつ、国、栃木県（以下「県」という。）、関係市町村、指定公共機関及びその他関係機関と相互に連携協力し、本会の業務に関して、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するものとし、特に次の事項に留意する。

1 関係機関との連携の確保

国、県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の確保に努める。

2 国民保護措置等の実施に関する自主的判断

国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施方法については、県及び関係市町村等から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断する。

3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

- (1) 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。
- (2) 国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

4 国民保護措置等に従事する本会会員等の安全の確保

本会が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に当たっては、県及び関係市町村等の協力を得つつ、従事する本会会員等の安全の確保に配慮する。

5 既存の対応に基づく組織及び体制等の活用

武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対応については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いことから、本会の既存の災害体制に基づく組織及び体制を活用するものとする。

6 県対策本部長による総合調整に基づく対応

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、栃木県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1 防災における体制の活用

武力攻撃事態等における整備に際しては、これまで構築した災害における体制を踏まえ効率的に実施するものとする。

2 情報連絡体制の整備

(1) 緊急参集体制及び活動体制の整備

武力攻撃事態等において、本会における必要な体制を迅速に確立するため、緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、周知する。

なお、必要な事項を定めるに当たっては、交通の途絶、本会会員等又はその家族の被災等により、本会会員等の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保などに配慮する。

(2) 情報収集及び連絡体制の整備

本会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、本会内部における連絡方法、連絡ルート等、必要な事項について、あらかじめ定める。

3 赤十字標章等の適切な管理

知事が、平素から赤十字標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ知事から赤十字標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、知事に対し、「栃木県特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」等に基づく使用の許可申請を行い、適切に管理する。

第2節 関係機関との連携

平素から県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。

第3節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

知事から警報の内容、避難措置の指示、避難の指示、武力攻撃災害緊急通報等について通知を受けた場合に備え、本会内部における連絡方法、連絡ルート等、必要な事項についてあらかじめ定める。

第4節 管理する施設等に関する備え

本会が管理する施設及び設備が、武力攻撃災害により被害を受けた場合に応急の復旧を行うため、災害発生時における応急復旧体制及び敷材を活用することなどにより、あらかじめ体制等を整備するよう努める。

第5節 医療の提供に関する備え

武力攻撃事態等において、医療を適切かつ迅速に提供するため、県及び市町村と連携しつつ、当該提供に関わる実施体制等の整備、指定公共機関、他の指定地方公共機関等の関係機関との協力体制の構築に努める。

第6節 訓練の実施

国民保護措置を的確に行えるよう、平素から本会内部における訓練の実施に努めるとともに、県又は市町村が実施する国民保護措置についての訓練への参加に努める。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 県国民保護対策本部の設置に伴う対応

県から県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）の設置について通知を受けたときは、第２章第３節に定める警報の内容の通知等の情報伝達に準じて、本会内部等に迅速にその旨を周知し、必要な措置を講じる。

第２節 活動体制の確立

１ 一般社団法人栃木県薬剤師会国民保護対策本部の設置等

- (1) 会長は、県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、本会に、会長を長とする一般社団法人栃木県薬剤師会国民保護対策本部（以下「県薬対策本部」という。）を設置する。
- (2) 県薬対策本部は、本会内部における国民保護措置等に関する調整、情報収集・集約、連絡及び会内での共有、広報その他必要な総括業務を実施する。
- (3) 県薬対策本部を設置した時は、県対策本部、地域薬剤師会並びに一般社団法人日本薬剤師会に連絡する。
- (4) 業務計画に定めるもののほか、県薬対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

２ 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、第２章第１節に定めるところにより、役員及び関係職員等の緊急参集を行う。

３ 情報連絡体制の確保

(1) 通信体制の確保

県から県対策本部の設置についての通知があった場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、情報伝達のために必要な通信手段の確保に努める。

(2) 情報収集及び報告

ア 県薬対策本部は、本会が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等について 迅速に収集・集約し、必要に応じて県に報告する。

イ 県薬対策本部は、県対策本部から武力攻撃災害の状況や国民保護措置の実施の際に必要なとる安全に関する情報等を収集するとともに、本会内部において、当該情報の共有を図る。

第３節 安全の確保

１ 武力攻撃等に関する情報の収集及び提供等

国民保護措置を実施するに当たっては、県又は市町村等から武力攻撃や武力攻撃災害の状況その他安全に関する必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡の体制及び応援の体制の確立等についての支援を受けるものとし、これらを活用し、本会会員等の安全の確保に十分に配慮する。

２ 赤十字章標等の交付等

国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第 157 条第 1 項に基づく、赤十字標章及び身分証明書を使用する場合には、「栃木県特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」等に基づき適切に使用する。

また、国民保護措置に従事する本会会員等に赤十字標章等の交付を行う場合には、適切な情報提供を行い、当該者の安全の確保に十分配慮する。

第4節 関係機関との連携

県対策本部、市町村国民保護対策本部、指定地方公共機関等の関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努める。

第5節 警報又は避難措置の指示等の伝達

知事から警報の内容、避難措置の指示、避難の指示等に関する連絡を受けた場合、第2章第3節に定めるところにより、本会内部における迅速かつ確実な伝達を行う。

第6節 管理する施設等の適切な管理及び安全確保

県、市町村及び消防機関等から、施設の安全確保についての要請等があった場合、管理施設について、安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化など安全確保のための措置を講じるよう努める。

第7節 医療の提供の確保

- 1 知事から避難措置の指示又は避難の指示の通知を受けた場合、若しくは知事又は市町村長が救援に関する措置を実施する場合、本会内部に迅速かつ確実に伝達するとともに、県及び市町村と緊密に情報交換を行い、知事からの医療の実施要請又は市町村長等からの医療救護班等の編成要請等が行われることに備え、本会会員である薬剤師等の派遣体制等、医療の提供に必要な体制を整える。
- 2 知事から、医療の実施要請があった場合には、派遣する薬剤師の不足、資器材の故障等により当該医療を行うことができないなど、正当な理由がない限り、これらの医療を的確かつ迅速に行うよう努める。
- 3 知事から医療の実施要請又は市町村長等から医療救護班の編成要請等があった場合、県及び当該市町村から提供される安全に関する情報等に基づき、当該医療に従事する本会会員である薬剤師等に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。なお、現場で医療を提要する責任者は、武力攻撃被害の状況等により、安全確保のための必要な措置を講じる。

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

- 1 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備等について、安全の確保の配慮した上で、速やかに施設等の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
- 2 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被害者の生活確保を最優先に行うよう努める。
- 3 応急の復旧のために必要な措置を講じるに当たって自らの要員、資器材等によっては、的確かつ迅速な措置を講じることができない場合には、必要に応じ、県又は市町村等に対し、それぞれ必要な人員や資器材の提供、技術的助言その他応急の復旧の

ために必要な措置に関し支援を求めるものとする。

- 4 県薬対策本部は、必要に応じ、被災情報及び大級の復旧の実施状況を、県に報告する者とする。

第5章 緊急処理事態への対処

第1節 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、栃木県薬剤師会緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、赤十字標章等の交付及び管理を除き、原則として第2章から第4章に定める武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、この場合、用語については、次表のとおり読み替える。

表 緊急処理事態における用語の読み替え

武力攻撃事態等（第2章～第4章）	緊急処理事態
武力攻撃事態等	緊急処理事態
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
国民の保護のための措置（国民保護措置）	緊急対処保護措置
県（市町村）国民保護対策本部（長）	県（市町村）緊急処理事態対策本部（長）
武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）	緊急処理事態対処方針
武力攻撃災害緊急通報	緊急処理事態における災害における緊急通報
一般社団法人栃木県薬剤師会国民保護対策本部	一般社団法人栃木県薬剤師会緊急処理事態対策本部